**業務委託契約標準約款**

委託者（以下「甲」（所有者丙、支払者丁）。）と、受託者土地家屋調査士（以下「乙」という。）とは、以下条項に従い契約を締結する。

（目的）

第１条 この約款は、標記業務委任契約の履行に関して、互いに順守すべき事項を定めたものである。

（業務の処理範囲）

第２条 甲が乙に委託する業務の範囲は、委託書の業務の内容に掲げる事項とする。

（業務の処理要領）

第３条 乙は、本件業務の実施については受託の趣旨に従い、不動産登記令その他の関係法令、通達並びに　　土地家屋調査士会会則並びに調査測量実施要領に準拠して、的確、迅速に処理しなければならないものものとする。

２ 乙は、本件業務を他の第三者に一括して行わせることはできないものとする。ただし、その作業内容が、乙の職能に基づく判断を要しない部分については、乙の自己責任において第三者に行わせることができるものとする。

３ 隣接地との筆界が不明な場合又は分筆等により新たに標識を設置する場合は、隣接所有者の同意のもとに境界標識を設置するものとする。この場合、乙は、甲又は丙がする隣接所有者との筆界立会いに協力するものとする。なお、隣接所有者が不同意の場合は、境界標識を設置できないときもあり得る。

（成果品の納入）

第４条 乙は、本件業務の完了時に、甲又は甲の指定する者へ、委託書記載の成果品を納入しなければならない。

（報酬額の支払い）

第５条 本件契約に係る業務報酬額は、土地家屋調査士　　事務所で定める報酬額を基準に、甲、乙、丁の合意により定めるものとする。ただし、その定額をあらかじめ算出することができない場合は、その概算額を甲又は丁に告知し、委託業務の完了、引渡しの際に算出するものとする。

（業務の処理時間）

第６条 業務の処理時間は、委託者の定めるところによるものとする。ただし、立会い等の進捗状況その他乙の責めによらない事由がある場合は延引することができるものとし、この場合は、必要に応じて相互に連絡をとるものとする。

（委託契約の解除）

第７条 甲の都合により、又は、乙が第三者等の故意又は過失により業務を継続することができない場合、及び筆界確認が不能のため以後の業務を処理することができない場合は、それぞれ、この委託契約を解除することができるものとする。

この場合、甲又は丁は、乙が既に実施した経過分の業務に関する報酬相当額を支払うものとする。
また、乙に損害が生じた場合は、その賠償金を乙の請求に基づき支払うものとする。

ただし、乙において第３条の業務処理要領に違反し、又はその他の債務不履行により、甲から解除された場合にはこの限りではないとする。

（瑕疵担保及び損害賠償責任）

第８条 委託業務の処理内容に関する瑕疵担保責任及び損害賠償責任の問題が生じた場合には、甲又は丙及び乙は乙の責任の存続期間を業務完了の時から１年とすることに合意する。新たに設置した境界標識の管理責任は、現地引渡しの時をもって甲又は丙に帰属し、乙は免責されるものとする。

（その他）

第９条 本契約の内容又は本契約に定めのない事項で甲又は丙乙官に疑義が生じた場合には双方、信義誠実の原則に基づき協議し解決すべきものとする。

また、甲又は丙と乙の合意により、公正な第三者に参考意見を求めることができるとする。

この契約に関し訴訟を提起するときは、乙の事務所を管轄する裁判所をもって第一審裁判とする。

令和 年 月 日

委託者〔甲〕

住所

氏名

受託者〔乙〕

住所

氏名

日調連測量要領〔別紙２-（1）〕を参考の上一部改変